

長崎県住宅供給公社社用車リース契約入札説明書

一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、別添の仕様書等について疑義がある場合は、下記7の(2)に掲げる者に説明を求めることができる。なお、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年4月16日

2 入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

長崎県住宅供給公社社用車リース契約

(2) 契約内容

長崎県住宅供給公社社用車リース契約

詳細は別添の仕様書のとおり。

(3) 契約期間

(仕様A4台) 令和3年6月15日(火)から令和8年6月14日まで(60月)とする。

(仕様A2台、〃B1台、〃C1台) 令和3年7月15日(木)から令和8年7月14日まで(60月)とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格及び条件等

次に掲げる条件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 自動車のリースについて、長崎県が発注する「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)」に定める資格を得て

おり、かつ令和3年4月16日現在当該資格を長崎県の区域内で事業所（本店、支店、営業所等）有していること。

- (4) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 別添の仕様書の内容を契約に基づき確実にかつ、直ちに履行できる者。

4 一般競争入札参加申請書の提出期限及び提出場所

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（別添様式）を提出すること。

提出期限 令和3年5月6日（木） 午後4時まで（必着）

場 所 7の（2）の部とする

5 入札に関する事項

- (1) 入札並びに開札の日時及び場所

日 時 令和3年5月10日（月） 午後1時30分

場 所 長崎県長崎市元船町17-1 6階大会議室

長崎県住宅供給公社

- (2) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。

(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

[提出場所]長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

FAX:095-827-4266

[提出期限]令和3年4月28日 午後4時

※ 回答については、令和3年5月6日 午後4時までに長崎県住宅供給公社ホームページにて回答します。

- (3) 入札書の記入方法

ア 入札にあたっては、別添の入札書を使用すること。なお入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札金額は、別添の仕様書に基づき契約期間内（60月）のリース料総額を記入すること。併せて月額単価を記入すること。なお記入額は契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額とする。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書きかえ、引き換え又は撤回することができない。

オ 代理人が入札する場合には、別添の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書のあて名は「長崎県住宅供給公社 理事長 柴田 昌造」とすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は県に届出た印鑑を使用すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県住宅供給公社、長崎県道路公社、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国と当該契約とその種類、規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお、「同規模」の判断は契約金額（月額（消費税及び地方消費税を含む。）に48を乗じて得た額）に応じて次の区分で提出すること。
 - (a) 2,000万円以上
 - (b) 2,000万円未満500万円以上
 - (c) 500万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約履行の証明を必要とする）

(ウ) 契約保証金の納付は、国債（利付き国債に限る。）及び地方債、金融機関が振り出し又は支払保証した小切手等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑨ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑩ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑪ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑫ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

6 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係らない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札回数は、3回を限度とする。

【注意事項】

- ・ 入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再度入札（2回目）、再々度入札（3回目）を行うこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする
 - (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととなる。

7 その他

(1) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(2) 当契約事務に関する担当

住 所 〒850-0035

名 称 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

電 話 095-823-3422

F A X 095-827-4266